

倫理綱領

一般社団法人 日本投資顧問業協会

投資顧問業務は、年金資産の運用等を通じ顧客ニーズに応えた専門的かつ高品質のサービスを顧客に提供する一方で、高度な専門性に対し顧客から信任を得、社会からも期待されている。

我々、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員は、投資顧問業務に対するこうした顧客からの信任や社会からの期待に応え、投資顧問業者の社会的使命を再確認するため、ここに投資顧問業務を行う上での根幹となる3つの要素についての倫理綱領を定め、投資顧問業務を遂行するにあたり遵守することを宣言する。

1. 受託者責任の徹底

我々は、顧客からの信任に応え適切に業務運営を遂行するため、受託者責任について再認識し、忠実義務及び注意義務を全うする。そのため、我々は、高い職業倫理意識をもって、顧客の利益を自己の利益より優先し、全ての顧客を公平に扱い、細心の注意を払って投資顧問業務を運営する。

2. コンプライアンスの強化

我々は、コンプライアンスの重要性を再認識した上で、あらゆる法令やルールを誠実に遵守し、また、コンプライアンス体制のより一層の強化を進める。

3. ガバナンスの確保

我々は、受託者責任の徹底とコンプライアンスの強化を図るため、意思決定プロセスや内部管理体制など投資顧問業者としてのガバナンスの確保を図る。